

公益財団法人日本水泳連盟  
アンチ・ドーピング委員会  
医事委員会

競技者 及び 関係者の皆様へ

## 「ヒゲナミン」に関する注意喚起

競技会でも競技会外でも常に禁止される物質ベータ2作用薬の例として、2017年から「ヒゲナミン」という物質が提示されました。

「ヒゲナミン」は、漢方薬、市販薬、栄養補助食品（サプリメント）にも含まれていることがあります。製品の成分表示に、チョウジ（丁子）、ゴシュユ（吳茱萸）、ブシ（附子）、サイシン（細辛）、ナンテン（南天）と書かれているものには、「ヒゲナミン」が含まれている可能性があります。

特に、栄養補助食品（サプリメント）は「食品」であるため、含まれている成分が全て表示されているとは限りません。成分として禁止物質が表示されていないサプリメントでも禁止物質を含むことがありますので、ご注意ください。